

産地パワーアップ事業 実施要領の制定について

〔 2 7 生 産 第 2 3 9 1 号
2 7 政 統 第 4 9 0 号
平 成 2 8 年 1 月 2 0 日
農 林 水 産 省 生 産 局 長
農 林 水 産 省 政 策 統 括 官 通 知 〕

一部改正 平成28年10月11日付け28生産第1135号
28政統第1000号
農林水産省生産局長政策統括官通知

この度、産地パワーアップ事業について、別紙のとおり産地パワーアップ事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の関係機関への通知については貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導をお願いしたい。

以上、命により通知する。

産地パワーアップ事業実施要領

制 定 平成28年1月20日付け27生産第2391号
27政統第490号
農林水産省生産局長政策統括官通知
一部改正 平成28年10月11日付け28生産第1135号
28政統第1000号
農林水産省生産局長政策統括官通知

第1 趣旨

産地パワーアップ事業の実施に当たっては、産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 都道府県等の役割

- 1 都道府県知事は、都道府県事業実施方針を作成し、産地における農作物の収益力向上に向けた取組の方向性を定めることとし、これに沿った産地パワーアップ計画となるよう地域協議会長等に対して指導・助言を行うものとする。
- 2 地域協議会長等（都道府県協議会長（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。）第2の1の（2）に定める都道府県農業再生協議会の長をいう。）、地域協議会長（推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会の長をいう。）、地域担い手育成総合支援協議会長（地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会の長をいう。）、産地協議会長（果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第5の1に定める産地協議会の長をいう。））は、産地パワーアップ計画の作成に当たって、地域の抱える課題を整理し、これまで行ってきた手法の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講じる対策がその解決に向けて効果的なものとなるようにすることはもちろん、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。
- 3 取組主体は、取組主体事業計画の作成に当たっては、生産コスト削減や高収益な作付体系への転換といった収益力向上に向けた取組を通じ、安定的な実施を図ることはもちろん、産地の収益力向上につながるものとなるよう留意するものとする。
- 4 都道府県知事及び地域協議会長等は、都道府県事業計画、産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査に当たっては、都道府県又は地域協議会等の構成員になっている市町村に属する補助事業に精通した者が主となり実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。

第3 都道府県事業実施方針の基準

実施要綱第2の3の生産局長等（農林水産省生産局長又は政策統括官をいう。）が別に定める基準は、次のとおりとする。

1 都道府県事業実施方針の趣旨

「攻めの農業」の実現に向け、産地の構造改革を促進していくためには、生産コ

スト削減や高収益な作付体系への転換、実需者のニーズに応じた生産といった所得向上につながる取組を戦略的に実施することが必要不可欠である。

このため、都道府県知事は、都道府県事業実施方針を作成し、都道府県、市町村及び農業者団体等の関係機関が一体となって、産地における農作物の収益力向上に向けた取組を推進していくものとする。

2 都道府県事業実施方針

本事業を実施しようとする都道府県は、別添参考様式に準じて都道府県事業実施方針を作成することとし、本事業の効果が最大限発揮できるよう当該都道府県において本事業を実施する目的、対象作物、要綱別表のメニューに掲げる事業の実施方針、本事業の推進・指導及び管内の地域協議会長等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針や体制を明確にするものとする。

また、都道府県知事は、都道府県事業実施方針の作成に当たり、次の点に留意するものとする。

- (1) 取組内容を適切かつ簡潔に記載すること。
- (2) 地域の課題を踏まえ、事業の趣旨に即したものとする。
- (3) 地域一体となった集中的な取組となるよう努めること。
- (4) 取組による効果が事業実施後も持続するようなもの、かつ、対外的にその効果が確認できるようなものに重点化を図ること。

3 都道府県事業実施方針に定めるべき事項

都道府県事業実施方針には、2に掲げる事項のほか、次の事項を定めることとする。

(1) 取組要件

都道府県知事は、地域の実情を踏まえつつ、効果的かつ重点的に事業を行うために、取組要件を定めるものとする。

(2) 取組内容及び対象経費等の確認方法

都道府県知事は、管内の各取組主体が適切に事業を実施しているか、助成対象経費は適切かを確認するための検査の方法及び必要な確認書類やその保存期間等を都道府県事業実施方針に明記するものとする。

なお、確認書類は必要かつ最小限のものとする。

(3) 産地パワーアップ計画の認定の優先順位の設定

都道府県事業計画に位置付ける産地パワーアップ計画の認定に当たっては、重点的に取組を実施すべき地域や作物等を定めるとともに、ポイント制等の透明性の高い方法により、あらかじめ優先順位等の設定を行うものとする。

(4) 取組主体助成金の交付方法

都道府県知事は、取組主体助成金の交付方法等を、都道府県事業実施方針に定めるものとする。

また、市町村長若しくは地域協議会長等を経由して取組主体助成金を交付する場合は、その交付方法を、都道府県事業実施方針に併せて定めるものとする。

(5) 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

都道府県知事は、事業実施に当たっての取組主体に対する条件等を、都道府県事業実施方針に定めるものとする。

第4 産地パワーアップ計画の基準

実施要綱第2の4の生産局長等が別に定める基準は、次のとおりとする。

- 1 次の項目が記載されていること。
 - (1) 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲
 - (2) 産地の収益性の向上のための取組内容
 - (3) 取組により期待される効果及びその実現のために地域の関係者が果たす役割
 - (4) 中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容
- 2 生産コストの削減、高付加価値化等を通じて産地の収益性の向上に資する計画と認められること。
- 3 都道府県事業実施方針に即したものであること。
- 4 1の(1)の産地の範囲が第7の面積要件等を満たしていること。
- 5 産地パワーアップ計画に定められた取組等が、次の全てに該当すること。
 - (1) 次のいずれかの取組による収益性の向上の効果に係る成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。
 - ① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
 - ② 販売額又は所得額の10%以上の増加
 - ③ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
 - ④ 需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100%
 - (2) 本事業を含む国庫補助事業の実施の有無にかかわらず、収益性の向上の取組が行われること。
 - (3) 中心的な経営体又は団体の取組は、産地パワーアップ計画の目的の実現のために必要なものであり、かつ、将来にわたり、経営が安定的に継続することが見込まれること。
- 6 1から5の適用範囲は、実施要綱別表のⅠのメニュー欄1及び2並びにⅡの取組とすること。

第5 事業の内容等

別紙1のとおりとする。

第6 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、果樹の改植は事業実施年度から10年後とする。

第7 面積要件

実施要綱別表の採択要件のうち生産局長等が別に定める面積要件は、別紙4のとおりとする。

第8 全国事業実施方針兼基金造成計画書の作成及び承認の手続

基金管理団体は、別記様式第1号により、全国事業実施方針兼基金造成計画書（以下「全国実施方針」という。）を作成し、生産局長等に提出し、承認を受けるものとする。なお、全国実施方針に次に掲げる重要な変更を加えようとする場合についても、同様の手続に準じて行うものとする。

- 1 事業の中止又は廃止
- 2 基金管理団体の変更
- 3 基金造成計画額の増減

第9 業務方法書の作成等

1 業務方法書の作成

基金管理団体は、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を別紙5を参考に作成し、別記様式第2号により生産局長等に提出するものとする。

- (1) 造成した基金に関する事項
- (2) 都道府県事業実施方針の承認に関する事項
- (3) 都道府県事業計画の協議に関する事項（整備事業については不用とする。）
- (4) 基金管理団体から都道府県への助成金の交付に関する事項
- (5) 都道府県から基金管理団体への事業実施状況等の報告に関する事項
- (6) その他業務運営に必要な事項

2 業務方法書の承認

- (1) 生産局長等は、基金管理団体から申請のあった1について、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、基金管理団体に通知するものとする。
- (2) 基金管理団体は、業務方法書を変更しようとするときは、1に準じて手続を行うものとする。
この場合において、生産局長等が行う承認の手続については、2の(1)に準じるものとする。

第10 事業実施の手続

1 都道府県事業実施方針の提出

都道府県知事は、別記様式第3号により、都道府県事業実施方針を作成し、基金管理団体に提出するものとする。

2 都道府県事業実施方針の承認

基金管理団体は、1の申請について、その内容が適切であると認められる場合には、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に協議を行った上で、これを承認し、都道府県知事に通知するものとする。

都道府県知事は、都道府県事業実施方針の承認を受けた後、地域協議会長等に都道府県事業実施方針を通知するものとする。

3 産地パワーアップ計画

地域協議会長等は、別記様式第4号により、都道府県事業実施方針に則し、取組主体が別記様式第5号により作成する取組主体事業計画（基金事業（うち生産支援事業等）及び整備事業）を位置付けた産地パワーアップ計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

ただし、別紙1のⅡの(10)のイの取組については、市町村長を経由して都道府県知事に提出するものとする。

4 取組主体事業計画（基金事業（うち効果増進事業））

都道府県協議会長又は地域協議会長は、別記様式第5号により、取組主体事業計

画（基金事業（うち効果増進事業））を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

5 都道府県事業計画

- (1) 都道府県知事は、3の産地パワーアップ計画の提出を受けた場合は、その内容を審査し、都道府県事業計画の取組内容に位置付けるか否かを地域協議会長等に通知するとともに、別記様式第6号により都道府県事業計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) 地方農政局長等は（1）の提出を受けた場合は、内容を確認の上、その妥当性について基金管理団体に協議を行うものとする。（ただし、整備事業のみの都道府県事業計画についてはこの限りでない。）
- (3) 地方農政局長等は、（2）の協議が完了した場合は、速やかに都道府県事業計画を承認し、都道府県知事に対して通知するものとする。
- (4) 都道府県知事は、地方農政局長等から都道府県事業計画の承認を受けた後に、当該都道府県事業計画に含まれている産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画（基金事業（うち効果増進事業））を承認し、別記様式第7号により、地域協議会長等に対して通知するものとする。
- (5) 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の実施要綱及び要領に定める範囲内で、都道府県事業計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる事業内容を変更する場合には、（1）から（4）までに準じた手続を行うものとする。

ア 産地パワーアップ計画の成果目標の変更

イ 都道府県知事が実施する事業内容の変更

ウ 取組主体事業計画の次に掲げる変更（（イ）及び（ウ）は整備事業に限る。）

（ア）事業の中止又は廃止

（イ）取組主体の変更

（ウ）取組主体における事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増、若しくは事業費又は国庫補助金の30%を超える減

- (6) 地域協議会長等は、（4）により都道府県知事より産地パワーアップ計画の承認を受けた場合は、承認を受けた産地パワーアップ計画の取組内容に含まれている取組主体事業計画の承認を行うものとする。

第11 都道府県助成金の交付決定

1 基金事業

- (1) 都道府県助成金の交付申請

都道府県知事は、本事業の都道府県助成金の交付を受けようとするときは、別記様式第8号により申請書正副2部を基金管理団体に提出するものとする。

また、都道府県助成金の変更交付申請を行う場合は、別記様式第9号により、変更申請書正副2部を基金管理団体に提出するものとする。

- (2) 都道府県助成金の交付決定

基金管理団体は、1の申請書の提出があったときは、審査の上、助成金の交付対象となる都道府県事業計画を決定し、都道府県知事に都道府県助成金の交付決定の通知を行うものとする。

2 整備事業

補助金の交付申請及び交付決定は、産地パワーアップ事業費補助金交付要綱（平成28年1月20日付け27生産第2392号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるものとする。

第12 助成金の請求及び支払

1 基金事業

（1）取組主体助成金の請求

取組主体は、事業が完了した場合は、別記様式第10号により取組主体助成金請求書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

（2）取組主体助成金の概算払請求

取組主体は、事業に要する経費について、概算払請求を行う場合は、別記様式第11号により取組主体助成金概算払請求書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業の執行上、特に必要と判断する場合は、これを認めることができるものとする。

（3）都道府県助成金の請求

都道府県知事は、取組主体から提出のあった取組主体助成金請求書について、審査・検査を行い、助成金の支出が適当と判断される場合は、別記様式第12号により都道府県助成金請求書を作成し、基金管理団体に提出するものとする。

（4）都道府県助成金の支払

基金管理団体は、都道府県知事から都道府県助成金請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、速やかに都道府県知事に対して都道府県助成金を支払うとともに、支払額の通知を行うものとする。

（5）取組主体助成金の支払

都道府県知事は、基金管理団体から都道府県助成金の支払を受けた場合は、都道府県事業実施方針に定める交付方法により、取組主体助成金請求書の提出者に助成金を支払うとともに、支払額を別記様式第13号により通知するものとする。

2 整備事業

補助金の請求及び支払は、交付要綱に定めるところによるものとする。

第13 助成金の返納

1 基金事業

都道府県知事は、本事業に係る取組主体助成金の交付を受けた取組主体又は共同申請者が、助成金を受けた後に交付要綱)、実施要綱及びこの要領に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該取組主体又は共同申請者に指示を行い、基金管理団体に当該助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。

2 整備事業

都道府県知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた取組主体が、補助金を受けた後に交付要綱、実施要綱及びこの要領に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該取組主体又は共同申請者に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。

第14 事務の委託

基金管理団体は、実施要綱別表のⅠのメニューに係る事務の一部を当該基金管理団体の運営等に係る規約その他の規程等に定めるところにより、当該基金管理団体以外の者に委託することができるものとする。

第15 事業実施状況報告等

1 取組主体事業実施状況報告

取組主体は、別記様式第14号により、取組主体事業実施状況報告を作成し、事業実施年度の翌年度の6月30日までに、地域協議会長等に報告するものとする。

2 産地パワーアップ事業実施状況報告

地域協議会長等は、1の取組主体からの取組主体事業実施状況の報告を受けた場合には、別記様式第15号により、産地パワーアップ事業実施状況報告を作成し、事業実施年度の翌年度の7月15日までに、都道府県知事に報告するものとする。

地域協議会長等は、1の取組主体からの事業実施状況の報告について、その内容について点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該取組主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

3 都道府県事業実施状況報告

都道府県知事は、2の地域協議会長等からの産地パワーアップ事業実施状況の報告を受けた場合には、別記様式第16号により、都道府県事業実施状況報告を作成し、事業実施年度の翌年度の7月30日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

都道府県知事は、2の地域協議会長等からの産地パワーアップ事業実施状況の報告について、その内容について点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該地域協議会及び取組主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

地方農政局長等は、都道府県知事から提出のあった都道府県事業実施状況の報告について、別記様式第17号により、事業実施年度の翌年度8月15日までに、基金管理団体に提出するものとする。

基金管理団体及び地方農政局長等は、産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、当該都道府県知事に対し適切な措置を講ずるものとする。

4 基金管理状況報告

基金管理団体は、毎年度、四半期ごとに、要綱第4の1により造成した基金の収支について、基金管理状況報告書を作成し、事業実施年度の6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日時点のものをそれぞれその日から30日を経過した日までに生産局長等に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。

5 その他

基金管理団体及び地方農政局長等は、都道府県知事に対し、1から3に定める報告以外に、必要に応じ、地域協議会長等又は取組主体ごとの事業実施状況について、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

第16 事業の評価

産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

1 取組主体は、取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画

に定められた目標年度の取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月30日までに、別記様式第14号により、地域協議会長等に報告するものとする。

なお、果樹の改植については、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

2 地域協議会長等は、1の取組主体から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価するとともに、産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を当該年度の7月15日までに、別記様式第15号により都道府県知事に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、取組主体を指導するものとする。

3 都道府県知事は、2の地域協議会長等から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の7月30日までに、別記様式第16号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、地域協議会長等及び取組主体を指導するものとする。

4 都道府県知事は、この点検評価を実施した結果、産地パワーアップ計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合（果樹の改植における中間的な評価にあっては、成果目標の達成が困難と見込まれる場合をいう。以下4において同じ。）には、地域協議会長等に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

また、地域協議会長等は、取組主体事業計画に掲げた取組目標の全部又は一部が達成されていない場合には、取組主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

5 地方農政局長等は、3の都道府県知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じこの評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

また、当該評価結果を生産局長等に報告するものとする。

6 地方農政局長等は、5の点検評価の結果、事業計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。

7 生産局長等は、5の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、本事業の関係者以外の者の意見も聴取しつつ、評価結果を取りまとめ、次年度の適正な事業の執行及び助成金の交付に反映させるものとする。

また、生産局長等は、評価結果を基金管理団体に通知するものとする。

8 事業評価を行った取組主体、地域協議会長等、都道府県知事、地方農政局長等及び生産局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

9 国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第17 評価結果の反映

1 都道府県助成金

（1）評価結果の反映は、第16に基づき取りまとめた評価結果における都道府県別の

産地パワーアップ計画の成果目標の達成度の平均値（事業実績に応じて加重平均した値とする。）に基づき行うものとする。

- (2) 評価結果を反映した都道府県助成金額は、都道府県知事から提出のあった都道府県事業計画額に、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

達成度	乗率
80%以上	100%
60%以上80%未満	95%
40%以上60%未満	90%
20%以上40%未満	85%
20%未満	80%

2 産地パワーアップ計画

産地パワーアップ計画の目標年度の翌年度において、成果目標の達成率が80%に満たなかった地域協議会等については、次年度以降の事業評価により、同達成率が80%以上となるまでの間は、本事業に参加できないこととする。

第18 推進指導体制等

1 指導及び監督等

- (1) 生産局長等は、実施要綱別表のⅠの基金事業について、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）の3及び4に基づき各基準に適合するよう基金管理団体に対して指導及び監督を行うとともに、これらの基準に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 基金管理団体及び地方農政局等は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて都道府県知事に対し必要な助言及び指導を行うものとする。
- (3) 都道府県知事は、本事業の効果的な運営を図るため、地域協議会、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。

2 適正な執行の確保

- (1) 国は、本事業の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。
ただし、他の方法により本事業の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

第19 その他

1 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性を確保するため、都道府県知事は、助成対象事業が完

了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

2 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、地域協議会長等又は取組主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、地域協議会長等及び取組主体に対して適切に指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、地域協議会長等又は取組主体は都道府県知事の指導の下、当該不正な行為に関する事実関係及び発生原因、再発防止のために講じる是正措置等について都道府県知事に報告し、都道府県知事は当該報告内容や是正措置等が適切かどうか確認の上、基金管理団体に報告するものとする。

3 本事業の実効性確保のための措置

産地パワーアップ計画を作成する地域協議会等は、本事業の実効性を確保するため、次に掲げる措置を講じることとする。

(1) 原則として、次に掲げるいずれかの者を地域協議会等の構成員に位置付けるよう努めるものとする。

ア 担い手農業者組織（都道府県稲作経営者会議等をいう。）の会員たる担い手

イ 都道府県農業法人協会の会員たる農業法人

ウ 指導農業者（都道府県知事の認定を受けた者であって、農業経営士や普及指導協力員を含む。）

エ 青年及び女性農業者（地域で活躍する農業青年クラブの会員等の青年農業者又は、女性農業委員、農業協同組合の女性役員、農業女子プロジェクトメンバー等の女性農業者をいう。）

(2) 地域協議会等の構成員の選定に当たっては、地域の農業生産の状況を踏まえつつ、地域の主たる産品の担い手の意見が反映されるよう配慮するものとする。

4 本事業の都道府県別配分額の基準等

別紙7のとおりとする。

5 その他

(1) 基金事業に係る助成金の返納等は、業務方法書に基づき、基金管理団体に対して行うものとする。

ただし、基金解散後にあっては、地方農政局長等の指示を受け、都道府県知事がこれを国に納付するものとする。

(2) 都道府県事業実施方針の軽微な変更は、都道府県知事から基金管理団体への提出をもって承認とみなすものとする。

この場合、基金管理団体は地方農政局長等に写しを提出するものとする。

附則

この要領は、平成28年1月20日から施行する。

附則

1 この要領は、平成28年10月11日から施行する。

2 この通知の改正前に申請した産地パワーアップ事業の取扱いは、なお、従前の例による。

別紙 1

産地パワーアップ事業の内容等

I 基金事業

1 生産支援事業

(1) 助成対象となる取組の範囲

実施要綱別表の I のメニュー欄の 1 の生産支援事業に掲げる取組とする。

(2) 取組主体

ア 生産支援事業の取組主体は、実施要綱別表の I の取組主体欄の 1 の (1) から (7) に定める者とする。

イ 実施要綱別表の I の取組主体欄の 1 の (5) から (7) の生産局長等が別に定める者は、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置付けられた者とする。

(3) 補助率

ア 生産支援事業の補助率は、実施要綱別表の I の補助率欄の 1 に定めるとおりとする。

なお、都道府県知事は、実施要綱別表の I の補助率欄の 1 で定める補助率を上限に、取組がより効果的に行われるよう、取組間の優先度合や事業実施見込み等を勘案して別に補助率を設定することができるものとする。

その場合にあつては、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に補助率を明示するものとする。

イ 実施要綱別表の I の補助率欄の 1 の (2) のただし書の生産局長等が別に定める場合は、生産資材の導入等の取組のうち、樹園地の若返りのために行う果樹の同一品種の改植（改植に伴い発生する未収益期間（経済的に価値ある水準の収量が得られるまでの期間をいう。以下同じ。）の栽培管理を含む。以下、単に「改植」という。）の場合とし、補助率及び補助額は、次の（ア）から（エ）のいずれかに掲げる補助率又は補助額と（オ）に掲げる額を合計したものとする。

なお、対象品目の区分の考え方については、果実等生産出荷安定対策実施要領（平成13年4月11月付け12生産第2775号農林水産省生産局長通知）第2に準ずるものとする。

(ア) かんきつ類の果樹

23万円／10a

(イ) 主要果樹

17万円／10a

(ウ) りんごわい化栽培等

33万円／10a

(エ) (ア) から (ウ) に掲げる果樹以外の果樹

1／2以内

(オ) 未収益期間における栽培管理

22万円／10a

(4) 助成対象経費

生産支援事業の助成対象経費は、各メニューごとに次に掲げるものとする。

ア 農業機械等の導入及びリース導入

第4の5の(1)に掲げる取組に必要な農業機械等の導入及びリース導入に要

する経費であって、次の基準を満たすものとする。

(ア) 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

(イ) 原則、新品であること。

ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

イ 生産資材の導入等

(ア) 果樹の改植に要する経費

(イ) 高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材（パイプハウスのパイプ、高機能な被覆資材等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）の購入に要する経費

(ウ) 簡易な補助暗きょ、明きょ等の作業労賃

ウ 助成対象としない取組

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組

(イ) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）

(ウ) 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(エ) 本体価格が50万円未満の農業機械等（アタッチメント含む）の導入又はリース導入に対する助成

(オ) 毎年度必要となる資材

(カ) 種苗（果樹の改植に用いる場合を除く。）

(5) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 共通

(ア) 過剰な投資とならないよう、農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）に基づく地域における導入指針等に即した助成要件を設定するよう留意するものとする。

(イ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札の実施又は複数の業者より見積もりを提出させること等により、事業費の低減を図らなければならない。

(ウ) 地域協議会等は、農業機械等による事故を防止する観点から、取組主体に対して農作業安全に係る研修への参加を義務付けるよう指導することとする。

(エ) 都道府県知事は、対象とする農業機械等で同種同能力のものについて申請によって助成額のバラツキが生じないように、希望小売価格等を参考に上限を定めるなど公平性の確保に努めるものとする。

(オ) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれることとする。

(カ) 取組主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

イ 農業機械等を導入する場合

(ア) 「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号総合食料局長、生産局長、経営局長通知）に準じて、費用対効果分析を実施し、投資効

率等を十分検討するものとし、当該農業機械等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(イ) 助成対象は、

- ① 経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業機械等
- ② 又は、「単位面積当たりの販売額の増加」や「生産コストの削減」に必要な地域のモデルとなる農業機械等（当該地域において導入事例の無い農業機械等に限る。）

に限るものとする。

(ウ) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(エ) 取組主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付要綱第23の2に定める財産管理台帳の写しを、地域協議会長等に対しても提出するものとする。

地域協議会長等は、取組主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(オ) 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

- ① 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- ② 取組主体は賃借料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担（事業費－助成金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- ③ 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、取組主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(カ) 機械導入を行う者のうち、実施要綱別表のⅠの取組主体欄の1の（5）の農業業者は、次の全てに該当すること。

- ① 青色申告（所得税法（昭和40年3月31日法律第33号）第143号に規定する青色申告）等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
- ② 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること

ウ 農業機械等をリース導入する場合

(ア) 申請方式については、取組主体とリース契約予定事業者との共同申請を原則とすること。この場合の助成金は、取組主体が選定した農業機械等の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ支払うこととする。

(イ) 農業機械等のリース期間は、産地パワーアップ計画の事業実施期間（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

(ウ) リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝

リース物件購入価格（税抜き）×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満

とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times (\text{「リース期間」} \div \text{「法定耐用年数」}) \times \text{助成率（1／2 以内）}$$

$$\text{「リース料助成額」} = (\text{「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」}) \times \text{助成率（1／2 以内）}$$

（エ）農業機械等のリース導入に対する助成を行う地域協議会等は、本事業が適切に行われるよう、取組主体事業計画書の審査においては、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど配慮するものとする。

（６）生産資材の導入等に係る留意事項

ア 果樹の改植及び簡易な補助暗きょ、明きょ等の作業労賃については、地域の標準的な農作業受託料金と照らし合わせて適正な単価とすること。

イ 果樹の改植を行う場合の対象品目及び品種は、次に掲げる全てに該当するものとし、都道府県事業実施方針に対象品目及び品種の選定理由とともに明記するものとする。

（ア）競争力のある品種であると認められること

（イ）当該都道府県における主要品目（果樹農業振興計画（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3の第1項に定める果樹農業振興計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた品目をいう。）の品種であること

（ウ）需要に応じた生産量の維持が必要と認められること

また、産地パワーアップ計画の作成に当たっては、改植の取組の対象品目及び品種を明記するものとし、その選定に当たっては、イの品目及び品種のうち次に掲げる全てに該当するものとする。

a 当該産地における主要品目の品種であること

b 当該産地において生産量の維持が必要と認められること

ウ 改植の実施面積が1カ所当たり地続きでおおむね2アール以上であるものとする。

エ 改植を行う果樹園は、品質向上が期待される技術（本事業により導入する場合を除く。）を導入する予定であること又は既に導入されているものとする。

オ うんしゅうみかん及びりんごを対象とする場合は、生産出荷目標の配分を受けているものとする。

カ イの対象品目・品種の選定その他果樹の改植の取組については、果樹農業振興計画及び果樹産地構造改革計画（「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）に定める果樹産地構造改革計画をいう。）との整合を図るものとする。

キ 生産資材の導入等の実施に当たっては、対象資材の選定について公正に行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象と

しないこと等)。

(7) 優先枠

I C Tやロボット技術等の先端技術導入

支援対象は、生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資する I C Tやロボット技術等を活用した事業効果の発現が確実に見込まれる取組とする。

2 効果増進事業

(1) 助成対象となる取組範囲

実施要綱別表の I のメニュー欄の 2 の効果増進事業に掲げる取組とする。

(2) 取組主体

効果増進事業の取組主体は、実施要綱別表の I の取組主体欄の 2 の (1) 及び (2) に掲げる者とする。

(3) 補助率

効果増進事業の補助率は、実施要綱別表の I の補助率欄の 2 に定めるとおりとする。

(4) 助成対象経費

効果増進事業の助成対象経費は、次に掲げるものとする。

ア 計画策定等に要する経費

(ア) 旅費

協議会構成団体に属する職員、外部専門家に対する旅費

(イ) 報償費

講師謝礼等

(ウ) 需用費

消耗品費、印刷製本費

(エ) 使用料賃借料

会場借上料等

イ 技術実証に要する経費

(ア) 農業機械等のリース導入及びレンタル導入に要する経費

生産コスト削減等の技術実証の取組に必要な農業機械等のリース導入及びレンタル導入に要する経費であって、次の基準を満たすものとする。

a 本体価格が50万円以上の農業機械等(アタッチメントを含む。)であること。

b 原則、新品であること。

ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等(法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。)が2年以上の農業機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。

(イ) 事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費

ウ 助成対象としない取組

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組

(イ) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入(例:運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)

(ウ) 他の国の補助金を受けた(又は受ける予定の)経費

(エ) 本体価格が50万円未満の農業機械等(アタッチメント含む。)のリース導入及びレンタル導入に対する助成

- (オ) 毎年度必要となる資材
- (カ) 種苗
- (5) 効果増進事業の留意事項
 - ア 農業機械等のリース導入及びレンタル導入に係る留意事項は、1の(5)(ウの(イ)及び(ウ)を除く。)に準じるものとする。
 - イ 農業機械の導入実証を行う場合は、複数の農業者又は農業者の組織する団体及び機械メーカー等で構成された協議会を開催し、本事業の取組目標及び目標達成に向けた構成員の役割を明確にするものとする。

II 整備事業

- (1) 補助対象となる施設の範囲

実施要綱別表のIIのメニュー欄に掲げる(1)から(12)の施設とする。
- (2) 取組主体

取組主体は、実施要綱別表のIIの取組主体欄の1の(1)から(7)に掲げる者とする。
- (3) 対象地域
 - ア 整備事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域(以下「農用地区域」という。)及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に基づく生産緑地地区(以下「生産緑地」という。)とする。

ただし、実施要綱別表のIIのメニューの欄の1の(10)の生産技術高度化施設のうち高度環境制御栽培施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。
 - イ 野菜、果樹、茶及び花きを対象とする整備事業を実施する場合については、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域内(生産緑地を除く。以下「市街化区域」という。)においても実施できるものとし、この場合、実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。
- (4) 補助率

整備事業の補助率は、実施要綱別表のIIの補助率欄の1に定めるとおりとする。

 - ア 実施要綱別表のIIの補助率欄の1のただし書により生産局長等が別に定める場合は、対象作物がさとうきび又はパインアップルの場合とし、補助率を事業費の10分の6以内とする。
 - イ 実施要綱別表のIIの補助率欄の1のただし書により生産局長等が別に定める場合は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の10分の4以内とするものとする。
 - (ア) 稲(種子用を除く。)を対象とした育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合
 - (イ) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合
 - ウ 実施要綱別表のIIの補助率欄の1のただし書の生産局長等が別に定める場合は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の3分の1以内とするものとする。
 - (ア) 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合
 - (イ) 米(種子用を除く。)を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれら

の附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合

(ウ) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合

(エ) 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合

(5) 補助対象経費等

整備事業の補助対象経費や事務手続については、「強い農業づくり交付金対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成17年4月1日付け16生産第8263号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知（以下「事務取扱」という。））を準用するものとする。

(6) 上限事業費

整備事業の施設別の上限事業費は、別紙2のとおりとし、これを超えて助成することはできないものとする。

(7) 施設の補助対象基準

整備事業で整備する施設については、別紙3に定める各施設ごとの補助対象基準を満たすものとする。

(8) 整備事業の実施に係る留意点

ア 取組主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の交付の対象外とする。

イ 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

ウ 費用対効果分析

取組主体は、整備事業の実施に当たり、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号総合食料局長、生産局長、経営局長通知）に準じて、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

エ 整備事業を実施した取組主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377農林水産省生産局長通知）に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、この限りではない。

オ 施設の整備に当たっては、都道府県知事及び地域協議会長等は、産地全体の収益性向上に資するものとなるよう、取組主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

カ 都道府県知事は、実施要領第15の3及び第16の点検評価を実施した結果、本事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（（ア）又は（イ）に掲げる場合等）にあっては、当該取組主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別記様式第18号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

(ア) 施設等の利用率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

(イ) 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

キ 整備事業で実施する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(平成18年9月8日閣議決定)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

ク 施設の整備に対する助成は、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること(いわゆる更新)は、助成の対象外とするものとする。

ただし、既存施設の再編合理化の取組を行う場合は、強い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知)の規定を準用するものとする。

ケ 次に掲げるものは、助成の対象外とする。

(ア) 施設の附帯施設のみの整備

(イ) 施設用地の整地や改良などの整備

(ウ) 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの

(エ) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入(例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)

(オ) 対象施設等以外の資産形成(直接的なものに限る。)(例：農地等不動産の取得に対する助成)

(カ) 他の国の補助金を受けた(又は受ける予定の)経費

コ 施設の能力及び規模は、アンケート調査等により、受益農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

サ 施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

(イ) 必要に応じ、利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

シ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、助成の対象外とするものとする。

ス 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

(ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(イ) 取組主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担（事業費－助成金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(ウ) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、取組主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

セ 対象作物が果樹の場合は、当該都道府県において、対象品目に係る果樹収穫共済引受けが行われている場合にあっては、受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入率が当該都道府県平均以上であること又は当該都道府県平均以上となることが確実に見込まれること。

また、対象作物が野菜、果樹又は花きの場合は、共済引受対象となる生産技術高度化施設を整備する場合にあっては、園芸施設共済への加入が確実に見込まれること。

ソ うんしゅうみかん及びりんごを対象作物とする場合については、果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知）第2の2に基づき、需給調整の適切な推進のため、生産出荷目標の配分を受けている地域において優先的に実施するよう配慮するものとする。

タ 海外に向けた販路拡大に係る整備事業を実施する場合にあっては、取組主体は、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実に見込まれること。

チ 稲、麦、大豆、果樹及び野菜を対象作物とする場合は、取組主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の取組主体当たりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよいこととする。

なお、チェックシートについては、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（平成22年4月農林水産省生産局）の取組事項の内容を含むものとする。

（注）農業生産工程管理（GAP）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことをいう。

ツ 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

テ 国産原材料サプライチェーン構築の取組及び青果物広域流通システム構築の取組を行う場合は、強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知）の規定を準用するものとする。

ト 本事業で導入する施設等は、原則、産地パワーアップ計画の対象区域内で生産

される原材料を使用することとする。

ただし、実施要綱別表のⅡの取組主体欄の1の(7)に掲げる民間事業者の取組については、都道府県知事が特に必要と認める場合に限り、施設等の全利用量の過半を占めることを条件に認めることができるものとする。

ナ 施設の利用料金について、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

ニ 整備を行う者のうち、実施要綱別表のⅡの取組主体欄の1の(5)の農業者は、次の全てに該当する者としてすること。

(ア) 青色申告（所得税法（昭和40年3月31日法律第33号）第143号に規定する青色申告）等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること

(イ) 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること

(9) 施設の管理運営

ア 管理運営

取組主体は、本事業により整備した施設を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、取組主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、取組主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

ウ 指導監督

都道府県知事は、整備事業の適正な推進が図られるよう、地域協議会長等、取組主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、地域協議会長等又は取組主体を十分に指導監督するものとする。

(10) 優先枠

ア 農産物輸出に向けた体制整備

(ア) 取組内容

本事業の実施に当たっては、輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる次に掲げるいずれかの取組を行うものとし、もって輸出向け出荷量又は出荷額の拡大を図るものとする。

a GLOBALG. A. P. 等の導入

b HACCP等認定（食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づく高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定をいう。）の取得

c ハラル認証（イスラム諸国への輸出に要求されるハラル認定マークの表示された食品を製造する施設としてハラル認証を行う機関による認証をいう。）の取得

d 輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等（CA（環境制御型）貯蔵施設等）の導入

(イ) 補助率

補助率は、1／2以内とする。

イ 中山間地域の体制整備の取組

(ア) 取組内容

中山間地域の収益力強化に必要となる実施要綱別表のⅡのメニュー欄の取組を行うものとする。

(イ) 対象地域等

対象地域は、別紙４のイのとおりとする。

また、中山間地域所得向上計画（中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号、28農振第1337号農林水産省生産局長、農村振興局長通知。）の第２に定める中山間地域所得向上計画をいう。）と連携する産地パワーアップ計画の対象地域は、次に掲げるとおりとする。

- a 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第72号）第２条第４項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- b 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- c 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第２条第２項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第１項又は第２項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- d 半島振興法（昭和60年法律第63号）第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- e 離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- f 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第３条第１号に規定する沖縄
- g 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第１条に規定する奄美群島
- h 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第４条第１項に規定する小笠原諸島
- i 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第２項に基づき指定された特別豪雪地帯

(ウ) 上限事業費

別紙２のとおりとする。

また、中山間地域所得向上計画と連携する産地パワーアップ計画の上限事業費は、別紙２の上限事業費の1.3倍（小数点第１位を四捨五入）とする。

産地パワーアップ事業の整備事業の上限事業費

整備事業の内容		上限事業費
育苗施設	水稻（種子用を除く。）共同育苗施設に限る。	育苗対象面積 1 ヘクタールにつき900千円 ただし、100ヘクタール未満の場合は1,600千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量 1 トンにつき450千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあっては計画処理量 1 トンにつき325千円 麦にあっては計画処理量 1 トンにつき450千円
農産物処理加工施設（稲・麦・大豆）		計画処理量 1 トンにつき4,450千円
農産物処理加工施設（茶）		原料の計画処理量 1 トンにつき1,600千円
集出荷貯蔵施設（りんご）	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。） 建物	計画処理量 1 トンにつき380千円 計画処理量 1 トンにつき135千円 115千円/㎡
集出荷貯蔵施設（なし）	外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。	計画処理量 1 トンにつき270千円
集出荷貯蔵施設（かんきつ）	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。） 建物	計画処理量 1 トンにつき170千円 計画処理量 1 トンにつき90千円 ただし、計画処理量 5 千トン未満の場合は135千円 70千円/㎡
集出荷貯蔵施設（野菜）	きゅうり、なす、トマト及びピーマンに限る。	計画処理量 1 トンにつき270千円、 ただし、150g 未満のトマトにあっては計画処理量 1 トンにつき610千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量 1 トンにつき90千円
農作物被害防止施設	防霜施設	6,400千円/ha
	防風施設	41,970千円/ha
生産技術高度化施設	低コスト耐候性ハウス（軒高が3.5m 以上のものを除く。）	33千円/㎡
	ほ場内地下水位制御システム	3,000千円/ha
種子種苗生産関連施設（稲・麦・大豆）		計画処理量 1 トンにつき1,060千円
種子種苗生産関連施設（野菜）	温室（軒高が3.5m 以上のものを除く。）	33千円/㎡
有機物処理利用施設	堆肥等生産施設	計画処理量 1 トンにつき480千円

産地パワーアップ事業の施設の基準

要綱別表のⅡのメニューの欄の施設整備の補助対象基準は、次のとおりとする。

施設等	補助対象基準
耕種作物施設整備	・ 野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 （a）事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。 （b）事業の実施に向けて、取組主体の体制・規模が整備されていること。 ・ 次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。 ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機
育苗施設	
床土及び種もみ処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装置	
緑化及び硬化温室	
稚蚕飼育施設	・ 飼育能力は、おおむね400箱以上とする。 ・ 清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕共同飼育施設に限るものとする。
特定蚕品種供給施設	
附帯施設	
乾燥調製施設	・ 土地利用型作物、主要農作物種子、雑豆、落花生の種子及び地域特産物に係る施設とする。

	・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	・土地利用型作物及び主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子に係る施設とする。 ・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	

出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・ 精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施設	・ 「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。 ・ 建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・ 農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 また、原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を図るものとするが、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。 ・ 処理加工品の現地における試験的販売を目的としている場合に限り直売施設を整備できることとし、農産物自動販売機も整備できるものとする。 なお、麦、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。 ・ 土地利用型作物（大豆）の取組において、食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は能力の増強のみとする。なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。 ・ 都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。
加工施設	・ 加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする。品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。 ・ 加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機（荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、仕上茶加工機（仕上茶加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。）、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍

	機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。 ・茶の加工施設を食品事業者が整備する場合については、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、当該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機の整備のみとする。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとし、対象作物には、米及び麦は含まないものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類はこの限りではない。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあつては、原則として、加工・

	業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷に必要な場合にあっては、一部生鮮向けを含むことができる。 ・都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。
集出荷施設	・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	・青果物広域流通システム構築の取組において移動式真空予冷装置を整備する場合は、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能とした装置とする。また、補助対象は真空予冷装置部のみとし、トレーラー本体は補助対象としないものとする。 ・青果物広域流通システム構築の取組において保冷コンテナを整備する場合は、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコールドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷蔵機能を有するものとする。
貯蔵施設	・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、C A 貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。 ・青果物広域流通システム構築の取組において、拠点保冷貯蔵施設として整備する場合、流通コストの低減に向けて、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっては、当該施設に貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。
選別、調製及び包装施設	・消費者及び実需者に生産情報を提供するために I D コードや 2 次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。
品質向上物流合理化施設	・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量 1 トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とする。なお、整備に当たっては、受益地区内の共同乾燥調製施設（新設のもの及び能力の増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用するものとする。 ・広域的な出荷体制を構築するため、品質向上物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠点施設	・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、（a）品質向上物流合理化施設、

	(b)集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、(c)精米施設とする。 ・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 ・精米施設を整備する場合には、農業協同組合連合会等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすものとする。 (a) 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。 (b) 加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。 (c) 取組主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。 (d) 当該施設からの米の出荷先については、取組主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組の場合は対象外とする。
農産物取引幹施設	・茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、次のとおりとする。 (a) この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 (b) 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することが確実と見込まれる場合に限るものとする。 - i 茶……………1,000ヘクタール - ii こんにゃく……………600ヘクタール
青果物流通拠点施設	・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組の場合は対象外とする。 ・青果物広域流通システム構築の取組においては、産地間連携による複数産地の青果物の集出荷の拠点となる施設とし、流通業者に限り整備することができるものとする。
残さ等処理施設	
通い容器関連施設	・通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原材料サプライチェーン構築及び青果物広域流通システム構築の取組の場合に整備することができる。
附帯施設	
産地管理施設	・産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニー

	ズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。
分析診断施設	・ 土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。 - なお、この場合にあつては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。
附帯施設	
用土等供給施設	・ 育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。
用土供給施設	・ 育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。
土壌機能増進資材製造施設	・ 土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。
附帯施設	
農作物被害防止施設	・ 農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設とする。
防霜施設	・ 受電施設は含まないものとする。 ・ 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
防風施設	・ 受電施設は含まないものとする。 ・ 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
病虫害防除施設	・ 害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壌浸食防止施設	
附帯施設	
農業廃棄物処理施設	・ 農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
農業廃棄物処理施設	

農薬廃液処理施設	・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
附帯施設	
生産技術高度化施設	・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設とする。 ・当該施設において、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、野外への逃亡防止等に万全を期すこと。
技術実証施設	・先進的な新技術の実証に必要な栽培施設等とする。
省エネルギーモデル温室	・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。 - また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。
低コスト耐候性ハウス	・50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。 ・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。 ・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。 ・取組主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託することとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。
高度環境制御栽培施設	・野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。 ・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必

	要な場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあつては、農用地区域及び生産緑地地区以外にも設置できるものとする。 ・太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s 以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s 未満の地域にあつては、当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/s を下回る場合においては35m/s を下限とする。）若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。 ・完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空調装置を備えているものとする。 空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。 ・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。 ・スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術が既に普及している品目については、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。 ・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。 特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。
高度技術導入施設	・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、ほ場内地下水位制御システム、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。 ・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s 以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速が50m/s 未満の地域にあつては、当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/s を下回る場合においては35m/s を下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する鉄骨（アルミ骨を含む）ハウス又は建物と一体的に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。 脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設へのエネルギー（電気や熱をいう。）の供給を目的とするトリジェネレーションシステム、メタンガ

	ス利用システム及び小型水力発電システムとする。 ・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。 ・「菌類栽培施設」は、マッシュルームを対象とする。
栽培管理支援施設	・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯蔵施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。 ・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。 ・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。
株分施設	・いぐさに限る。
附帯施設	
種子種苗生産関連施設	・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。
種子種苗生産供給施設	・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。なお、野菜については、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行い、農業者団体、採種農家等に供給するための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産し農業者に供給するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。
種子種苗処理調製施設	・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生産高度化施設	・都道府県における主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。

附帯施設	
有機物処理・利用施設	・堆肥等の製造に必要な施設とする。 ・適正な品質の堆肥製造に必要な発酵条件の設定に時間がかかるなど、やむを得ない事情により都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、目標年度を当初の目標年度の翌年度とすることができる。
堆肥等生産施設	・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 ・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 ・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 （a）製造された堆肥は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 （b）製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1 kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
堆肥流通施設	・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。
堆肥発酵熱等利用施設	・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。
地域資源肥料化処理施設	・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設や装置（堆肥ペレット化装置等）とする。ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40%未満の場合に限る。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 （a）製造された肥料は、肥料取締法に基づく昭和61年2月22日農林水

	産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 （b）製造された肥料の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（土壌1キログラムにつき亜鉛120ミリグラム以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
附帯施設	

産地パワーアップ計画の面積要件

ア 産地パワーアップ計画の作付（栽培）面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲	50ヘクタール	・原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。 ・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たしていること。 （a）受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 （b）事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	麦	北海道：60ヘクタール 都府県：30ヘクタール	
	豆類		
	大豆	20ヘクタール	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする。
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
	主要農作物種子		・原種又は原原種の場合は、当

			該原種又は原原種を播種する指定種子生産ほ場の面積とする。
	稲	指定種子生産ほ場（主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）第3条第1項の規定により指定された指定種子生産ほ場をいう。以下同じ。）の面積が25ヘクタール	
	麦	指定種子生産ほ場の面積が15ヘクタール	
	大豆	指定種子生産ほ場の面積が5ヘクタール	
畑作物・地域特産物	いも類	北海道：50ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は500ヘクタール） 都府県：25ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は250ヘクタール）	
	ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子種苗生産関連施設を整備する場合とする。
	かんしょ	50ヘクタール	
	茶	10ヘクタール ただし、事業を効果的に実施できる程度には場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。	
	てん菜	50ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。以下さとうきびにおいて同じ。）の区域内にあること。	
	さとうきび	10ヘクタール ただし、事業実施地区が指	

		定地域の区域内にあること。	
	こんにゃく	10ヘクタール ただし、種苗用については30ヘクタール	・地域特産物の栽培は場が事業を効率的に実施できる程度に集団化していること又は集団化することが確実と見込まれること。
	そば	5ヘクタール	
	ハトムギ	10ヘクタール ただし、1ヘクタール以上の団地の合計面積が地区内作付面積のおおむね50パーセント以上であること又はそのための計画が策定されていること。	
	葉たばこ なたね ホップ	10ヘクタール	
	染料作物	5ヘクタール	
	その他地域特産物	2ヘクタール	
	蚕	集団化かつ使用している桑園が2ヘクタール以上、かつ、当該桑園に近接する使用桑園を含めて10ヘクタール以上のまとまりがあること。 なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあつては、1ヘクタール以上であることとする。	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹	10ヘクタール ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあつては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。	
	上記以外の果樹	3ヘクタール	
野菜	露地野菜	10ヘクタール ただし、沖縄県にあつては5ヘクタール 都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定につい	

		て」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村）において事業を実施する場合2ヘクタールとする。ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	施設野菜	5ヘクタール 都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村）において事業を実施する場合5,000平方メートルとする。ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
花き	露地花き	5ヘクタール 都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村）において事業を実施する場合2ヘクタールとする。ただし、花きの種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	

	施設花き	3ヘクタール 都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村）において事業を実施する場合5,000平方メートルとする。ただし、花きの種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
--	------	--	--

イ 中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。

（ア）山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、振興山村に指定された地域
（イ）過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき、公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

（ウ）離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域

（エ）半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策実施地域に指定された地域

（オ）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域

（カ）「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲、麦	10ヘクタール ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものと	・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たす地区であること。なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たしていること。 （a）受益地区内の水田において生産される事業対象作物の

		する。	作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。
	豆類		(b) 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	大豆	10ヘクタール ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。	
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする。
		2ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	主 要 農 作 物 種 子 (稲)	指定種子生産ほ場の面積が10ヘクタール	・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する指定種子生産ほ場の面積とする。
畑作物・地域 特産物	ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
		北海道：10ヘクタール 都府県：5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	かんしょ	10ヘクタール	
		5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	茶	5ヘクタール	
	てん菜	20ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の指定地域をいう。）の区域内にあること。	

	なたね こんにゃく ホップ	5ヘクタール	
	染料作物	3ヘクタール	
果樹	果樹農業振興特別 措置法施行令（昭 和36年政令第145号） 第2条に定める果 樹	10ヘクタール	
	上記以外の果樹	3ヘクタール	
野菜	露地野菜	5ヘクタール	
	施設野菜	3ヘクタール	
花き	露地花き	3ヘクタール	
	施設花き	2ヘクタール	

ウ イの中山間地域等において、実施要綱別表のⅠのメニュー欄1に掲げる生産支援事業の対象となる取組のみを実施する場合は、5戸以上の農業者が参加、又は取組面積が1ヘクタール以上であることとする。

エ 中山間地域所得向上計画と連携する産地パワーアップ計画については、イの定めによらず、本事業に取り組むことができるものとする。

産地パワーアップ事業 基金管理団体 業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、基金管理団体〇〇〇〇（以下「基金管理団体〇〇〇〇」という。）が、産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年〇月〇日付け27生産第〇〇号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、産地パワーアップ事業実施要領（平成28年〇月〇日付け27生産第2391号生産局長政策統括官通知。以下「実施要領」という。）、産地パワーアップ事業費補助金交付要綱（平成28年〇月〇日付け27生産第2392号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき行う産地パワーアップ事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法について基本事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 基金管理団体〇〇〇〇は、その行う業務の重要性に鑑み、実施要綱、実施要領、交付要綱、産地パワーアップ事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付決定に当たって生産局長等（農林水産省生産局長又は政策統括官をいう。）から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に実施要綱第3に基づき行う事業に要する経費を支払うために必要な基金を安全管理しつつ、本業務方法書に定めた手続に従って、都道府県に対する本事業に係る助成金の交付その他の業務を公正、適正かつ効率的に行わなければならない。

第2章 産地パワーアップ事業の実施

(都道府県事業実施方針の承認)

第3条 基金管理団体〇〇〇〇は、実施要領第10の2に定めるところにより、都道府県知事から提出のあった都道府県事業実施方針について、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に協議を行った上で、これを承認し、都道府県知事に対して通知するものとする。

(都道府県事業計画の協議)

第4条 基金管理団体〇〇〇〇は、実施要領第10の5の（2）に定めるところにより、地方農政局長等から提出のあった都道府県事業計画についてその回答を地方農政局長等に対して通知するものとする。

(基金管理団体から都道府県への助成金の交付決定)

第5条 基金管理団体〇〇〇〇は、実施要領第11の1の（2）に定めるところにより、都道府県知事から提出のあった都道府県助成金交付申請書について、審査を行い、助成金の交付が適当を判断される場合は、速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対して助成金交付決定の通知を行うものとする。

また、基金管理団体は、都道府県の事業の執行に当たり、必要な指導・助言を行

うものとする。

（都道府県助成金の支払）

第6条 基金管理団体〇〇〇〇は、実施要領第12の1の（4）に定めるところにより、都道府県知事から提出のあった都道府県助成金請求書について、審査・検査を行い、助成金の交付が適当と判断される場合は、速やかに都道府県助成金を支払うとともに、都道府県知事に対して、支払額の通知を行うものとする。

（備考）取組主体は、取組主体事業計画書を提出するに当たって、当該助成金の仕入れに係る消費税相当額であり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

2 当該助成金の仕入れに係る消費税相当額を減額しないで助成金の申請をした取組主体又は共同申請者は、取組主体助成金請求書を提出するに当たって、当該助成金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを交付額から減額して報告しなければならない。

第1項の適用を受けた取組主体又は共同申請者は、実施要領第12の1の（3）の取組主体助成金請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により本事業に要する経費に対する当該助成金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（取組主体助成金請求書において、前項の規定により減額した場合には、当該金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに都道府県知事に報告するとともに、都道府県知事の指示を受けて、速やかに基金管理団体に返納するものとする。

（事業要望調査の報告）

第7条 基金管理団体〇〇〇〇は、生産局長等の指示を受けた上で、都道府県に対して、事業要望調査等の報告を求めることができるものとする。

（事務費）

第8条 基金管理団体〇〇〇〇の事務費の範囲は、実施要領別紙6のとおりとする。

（助成金の返納）

第9条 本事業に係る取組主体助成金の交付を受けた取組主体又は共同申請者は、当該助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、当該助成金の全部又は一部をその交付を行った都道府県知事の指示を受け、基金管理団体に返納しなければならない。

2 都道府県知事は、取組主体助成金の交付を受けた取組主体又は共同申請者が、実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合には、当該助成金の全部又は一部について、基金管理団体への返納を命じることができるものとする。この場合には、都道府県知事は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を取組主体又は共同申請者に送付しなければならない。

3 前項の助成金の返還を命じられた取組主体又は共同申請者は、前項の期日までに

命じられた額を基金管理団体に返納しなければならない。

- 4 都道府県知事は、第2項の期日を経過してもなお行わない場合には、取組主体又は共同申請者への本事業に係る交付金の交付を停止するとともに、地方農政局長等からとるべき措置について指示を受け、その指示の内容について実施しなければならない。
- 5 基金管理団体は、第1項又は第3項により助成金の返納があった場合は、速やかに生産局長等へ報告するものとする。

第3章 基金の管理

(基金の管理)

- 第10条 基金管理団体〇〇〇〇は、要綱第5により造成した基金について、産地パワーアップ事業基金（以下「基金」という。）として勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して管理しなければならない。
- 2 基金管理団体〇〇〇〇は、基金を生産局長等の承認を受けた全国実施方針に係る都道府県が自ら行う事業及び本事業に係る助成金の交付以外の用途に使用してはならない。また、当該助成金の交付は、基金から行われなければならない。
 - 3 基金管理団体〇〇〇〇は、基金から助成金を交付した事業実施主体及び取組主体ごとに助成金の交付対象となった取組の収支を明確にしておかなければならない。
 - 4 基金管理団体〇〇〇〇は、基金を（金融機関名）・（預金種別）により管理する。

（備考）金融機関名及び預金又は貯金の種類を明記する。なお、用いる口座は可能な限り果実が生じないものを利用するよう努めるものとする。

- 5 基金管理団体〇〇〇〇は、前項の管理から果実が生じることとなった場合は、基金に繰り入れるものとする。
- 6 基金管理団体〇〇〇〇は、本事業を終了した場合において、基金になお残余があるときは、その国庫への返還手続等について、生産局長等の指示を受けるものとする。

また、本事業が終了する前において、当該事業に補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）3の（4）アの使用見込みの低い基金保有額があるときについても、同じく生産局長等の指示を受けるものとする。

第4章 報 告

(都道府県から基金管理団体への事業実施状況の報告)

- 第11条 基金管理団体〇〇〇〇は、実施要領第15の3に定めるところにより、地方農政局長等から事業実施状況報告の提出を受けた場合は、その内容について点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、都道府県知事に対して、必要な措置を講ずるものとする。

また、基金管理団体は、都道府県知事に対し、実施要領第15に定める報告以外に、必要に応じ、取組主体ごとの事業実施状況等について、提出を求めることができるものとする。

(基金管理団体から生産局長等への基金管理状況の報告)

第12条 基金管理団体〇〇〇〇は、実施要領第15の4に定めるところにより、基金管理状況報告書を取りまとめ、生産局長等に報告するものとする。

2 基金管理団体は、前項の基金管理状況報告書の作成に当たっては、都道府県、地域協議会等及び取組主体に対して、必要な報告を求めることができるものとする。

第5章 雑 則

(実施期間)

第13条 産地パワーアップ計画の実施期間は3年以内とする。

2 取組主体事業計画の実施期間は2年以内とする。

(財産の管理等)

第14条 基金管理団体は、都道府県知事、地域協議会長等及び取組主体に対して、本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るように指示しなければならない。

2 取得財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を第10条の6に準じて国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第15条 基金管理団体は、都道府県知事、地域協議会長等を通じて、本事業に係る助成金の交付を受けた者に対して、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」第22条に準じて、本事業により取得した財産を基金管理団体の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しないよう指示しなければならない。

2 本事業により取得した財産のうち、第1項の規定の対象となるものは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第4号の規定に準じ、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

3 第1項の財産の処分を制限する期間は、助成金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条により定める処分制限期間(以下単に「処分制限期間」という。)に準じることとする。

4 本事業に係る助成金の交付を受けた者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事、地域協議会長等を通じて基金管理団体の承認を受けなければならない。

5 第4項に規定する手続は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準じて行うこととし、基金管理団体は、あらかじめ、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

6 都道府県知事又は市町村長自らが、本事業により取得した第2項の財産等を処分しようとする時は、基金管理団体の承認を受けなければならない。

7 第14条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(帳簿の備付け等)

第16条 基金管理団体は、都道府県、本事業に係る助成金の交付を受けた地域協議会長等及び取組主体に対して、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するよう指導するものとする。

2 取得財産が処分制限期間を経過していない場合においては、前項に規定する書類に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

3 基金管理団体は、必要に応じて、都道府県知事及び地域協議会長に対し、助成金に係る経理内容を調査し、地域協議会長等及び取組主体への助成金の支払の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

第17条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、生産局長の承認を受け、基金管理団体が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、生産局長等の承認のあった日から施行する。

別紙 6

基金管理団体の事務費の範囲

区分	内 容
旅 費	○ 本事業の推進・指導、検査・審査に要する旅費 ○ 外部専門家に対する旅費
賃 金	○ 日々雇用される雑役及び事務補助員に対する賃金（協議会を構成する団体に属する職員の超勤分を含む。）（※）
共済費	○ 臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
報償費	○ 外部専門家に対する謝金
需用費	○ 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具その他消耗品費） ○ 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） ○ 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役務費	○ 通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） ○ 振込手数料
使用料及び賃借料	○ 会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
委託料	○ 実施要綱別表に係る事務の委託等 ただし、委託料の中に賃金等の人件費がある場合は、欄外の通知（※）が適用される。
雑費	○ 収入印紙代 等

※ 「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。

(別紙 7)

産地パワーアップ事業の採択基準等について

実施要領第19の4の規定に基づく本事業の採択基準等は、次のとおりとする。

I 整備事業

整備事業の採択基準は、次のとおりとする。

第1 採択基準

- 1 地方農政局長等又は基金管理団体に承認を受けた都道府県事業計画のうち、複数年計画として承認を受けた取組主体事業計画については、継続事業の実施に要する国費相当分を優先的に割り当てるものとする。
- 2 各取組主体事業計画について、「強い農業づくり交付金の配分基準について」（平成17年4月1日付け16生産第8451号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「配分基準」という。）別表1-1-①から6までを準用し、ポイントを算定することとする。
- 3 次の取組に該当する取組主体事業計画については、優先枠の範囲内で5ポイントを加算できるものとする。

(1) 別紙1のⅡの(10)のアに定める農産物輸出に向けた体制整備の取組

(2) 別紙1のⅡの(10)のイに定める中山間地域の体制整備の取組

なお、(2)の取組にあっては、連携計画を優先して加算の対象とするものとし、その合計が優先枠の範囲に満たない場合には、連携計画以外の産地パワーアップ計画にも加算できるものとする。

- 4 取組主体事業計画の採択に当たっては、実施要綱及び実施要領に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、16ポイント以上の取組主体事業計画を選定するものとする。
- 5 優先枠の対象となる取組主体事業計画及びそれ以外の取組主体計画について、4の審査の結果、適正と判断されるものを2で算定したポイントの高い順に並べ、予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、ポイントが上位の取組主体事業計画から順に採択するものとする。
なお、同一ポイントを獲得した取組主体事業計画が複数ある場合には、取組主体事業計画に都道府県が付与した優先順位の高い順に並べ、優先順位の高い順（優先順位が同一の場合は、要望額の小さい順）に採択するものとする。
- 6 採択となった取組主体事業計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の取組主体事業計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。）が認める場合は、この限りではない。

第2 評価結果及び前々年度不用額の都道府県事業計画の国費への反映

- 1 都道府県事業計画の国費については、次のとおり、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）第8の6に基づき取りまとめた評

評価結果（都道府県別の成果目標の達成度の過去5か年の平均値とする。以下「達成度」という。）を反映させるものとする。

評価結果ペナルティ査定額＝都道府県事業計画の国費要望額×乗率

達成度	乗率
80%以上	100.0%
60%以上80%未満	95.0%
40%以上60%未満	90.0%
20%以上40%未満	85.0%
20%未満	80.0%

- 2 都道府県事業計画の国費については、次のとおり、前々年度の強い農業づくり交付金の都道府県別不用額率を反映させるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいう。

不用ペナルティ査定額＝都道府県事業計画の国費要望額×不用額換算率

都道府県別不用額率	不用額換算率
5%未満	100%
5%以上20%未満	95%
20%以上40%未満	90%
40%以上	80%

（注）都道府県別不用額率＝前々年度不用額／前々年度割当額×100

II 基金事業

基金事業の都道府県別予算枠算定の考え方は、基金管理団体が、実施要領第9の1の規定により定めた業務方法書に基づき、生産局長等と協議の上、定めるものとする。